

第2章 基盤整備

第1節 適用

1. 本章は、公園緑化土木工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 公園土工、軽量盛土工、仮設工は、本編第1章一般施工第3節共通的工種、第9節仮設工、第10節軽量盛土工の各規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（1 共通編、3 公園緑化土木工事編）の各規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書
日本道路協会	道路土工要綱
日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針
日本道路協会	道路土工－盛土工指針
日本道路協会	道路土工－切土工・斜面安定工指針
日本道路協会	道路土工－擁壁工指針
日本道路協会	道路土工－カルバート工指針
日本道路協会	道路土工－仮設構造物工指針
日本緑化センター	植栽基盤整備技術マニュアル
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計第2巻
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説
（社）全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土木構造物・橋梁編〕
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き （案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き （案）（樋門編）

第3節 敷地造成工

公－1－2－3－1 一般事項

本節は、敷地造成工として整地工、掘削工、盛土工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

公－1－2－3－2 整地工

1. 受注者は、整地の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 整地は、計画高に合わせて丁寧に地ならしを行い、使用機械の軌条又は車輪跡等が残らないように施工しなければならない。
 - (2) 表面仕上げは、残材、転石、雑草根、がれきなど（きょう雑物という。以下同じ）を除去し、レーキ等を用いて仕上げ、それによって除去したきょう雑物は「建設副産物適正処理推進要綱並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに、共－1－1－3－1 建設副産物の規定により処理しなければならない。
 - (3) 受注者は、公園整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
 - (4) 受注者は、公園整地の施工については、敷地内の汚水桝に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。
 - (5) 受注者は、公園整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。

公－1－2－3－3 掘削工

掘削工については、公－1－1－3－3 第2項公園土工(2)掘削工の規定によるものとする。

公－1－2－3－4 盛土工

盛土工については、公－1－1－3－3 第2項公園土工(3)路体盛土工及び(4)路床盛土工の規定によるものとする。

公－1－2－3－5 路体盛土工

路体盛土工については、公1－1－3－3 第2項公園土工(3)路体盛土工の規定によるものとする。

公－1－2－3－6 路床盛土工

路床盛土工については、公－1－1－3－3 第2項公園土工(4)路床盛土工の規定によるものとする。

公－1－2－3－7 法面整形工

法面整形工については、公－１－１－３－３第２項公園土工(5)法面整形工の規定によるものとする。

公－１－２－３－８ 残土処理工

1. 残土処理工については、公－１－１－３－３第２項公園土工(6)残土処理工の規定によるものとする。
2. 受注者は、**設計図書**により園内処分を行う場合、監督職員の**指示**に従い、指示場所に小運搬し敷ならしをするものとする。なお、作業残土にきょう雑物が混入している場合、**設計図書**の内容について、監督職員と**協議**しなければならない。

第４節 植栽基盤工

公－１－２－４－１ 一般事項

1. 本節は、植栽基盤工として透水層工、土層改良工、造形工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（植栽基盤という。以下同じ）に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。
なお、植物の生育にふさわしい地盤とは、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害を及ぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤のことをいう。
3. 受注者は、植栽基盤の整地を行う際には、植栽地に対して必要以上の重機の出入りは避け、土壌の固結防止を図らなければならない。また、やむを得ず出入りを必要とする場合には、特定の搬路を設けてこれを通行させるものとし、搬路を現況に戻す場合には、必ず固結した土壌を耕耘しなければならない。
4. 受注者は、植栽基盤の施工の際、工事区域内で良質の発生土を**確認**した場合は、監督職員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。
5. 植栽基盤工に使用する土壌改良材は、**設計図書の特記**によるほか、公－１－３－３－２材料第６項の記載によるものとする。

公－１－２－４－２ 工法など

1. 植栽基盤の整備内容及び範囲は、**特記**によるものとする。
2. 受注者は、指定された範囲の土壌をバックホウなどで耕耘する際に、きょう雑物を取り除くとともに、大きな土塊がなくなるまで耕耘を行い、雨水が浸透できる程度に軽く締固めなければならない。
3. 受注者は、盛土や耕耘を行う際には、表面排水勾配だけでなく、有効土層底面において

も排水が良好となるよう注意しなければならない。

4. 受注者は、盛土や耕耘は、含水率の高い状態で施工を行ってはならない。

公－１－２－４－３ 透水層工

1. 受注者は、透水層の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。
 - (2) 縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管を挿入し、透水性及び通気性の改善をはかる方法のこととする。
 - (3) 受注者は、**設計図書**に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれが予想される場合には、監督職員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。
 - (4) 受注者は、暗渠排水及び縦穴排水の施工にあたっては、地下埋設物の**確認**を行い、地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。

公－１－２－４－４ 土層改良工

1. 受注者は、土層改良の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 普通耕とは、植栽基盤の表層部分を通常20cm程度、耕起することにより、土壤の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することをいう。

深耕とは、深い有効土層（通常40～60cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のことをいう。

混層耕とは、植栽基盤の表層部と下層部の土壤の性質が異なる場合、混合耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることをいう。

心土破碎とは、土壤硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破碎し、土質を改善することをいう。
 - (2) 受注者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破碎の施工については、**設計図書**によるものとし、過度の締固めを行わないようにしなければならない。
 - (3) 受注者は、土壤構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。
 - (4) 受注者は、耕起回数については、土壤条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、監督職員と**協議**の上、回数設定を行わなければならない。

公－１－２－４－５ 造形工

1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な起伏を与える景姿作業のこととする。
2. 表面仕上げは、締固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸をとること、または、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。

3. 受注者は、表面仕上げの施工については、残材、転石を除去し、平面部と起伏部がなじむよう、修景的配慮をしなければならない。
4. 築山の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、設計図書に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、築山の表面仕上げについては、締固めすぎないように施工し、各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を考慮して仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は、監督職員の指示する主要な部分の施工図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第5節 法面工

公-1-2-5-1 一般事項

本節は、法面工として編^{あみ}柵工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-2-5-2 編^{あみ}柵工

1. 受注者は、編^{あみ}柵の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 編^{あみ}柵は、不安定な土砂の流失を防止することを目的とし、斜面上に等高線状または階段状に設置することとする。
 - (2) 段切りを行う法面での編^{あみ}柵の施工にあたっては、段切りよりも前に編^{あみ}柵を施工してはならない。
 - (3) 編^{あみ}柵の材料については設計図書によるが、施工規模等により数量や材質を変更する必要がある場合は、設計図書の内容に関して監督職員と協議しなければならない。
 - (4) 編^{あみ}柵の施工にあたっては、粗^そ朶^だの編^{あみ}み上げは緩みのないように上から締め付けながら行い、最上端の2本は十分ねじりながら、もしくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。
 - (5) 樹脂製の編^{あみ}柵の種類については、設計図書によるものとし、予め監督職員の承諾を得なければならない。

公-1-2-5-3 植生工

植生工の施工については、設計図書による。

第6節 擁壁工

公-1-2-6-1 一般事項

1. 本節は、擁壁工として作業土工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、小型擁壁工、コ

ンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工－擁壁工指針5－11・6－10施工一般及び土木構造物標準設計第2巻解説書4.3「施工上の注意事項」の規定によらなければならない。
3. 一般事項については、公－1－1－5－1一般事項によるものとする。

公－1－2－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、公－1－1－3－3公園土工の規定によるものとする。

公－1－2－6－3 材料

1. 受注者は、石積工の石材については、設計図書に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。
2. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入前に写真または見本品を監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入後、施工前に品質、数量または重量を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

公－1－2－6－4 場所打擁壁工

1. 受注者は、場所打擁壁工の施工にあたっては、工事請負共通仕様書（1 共通編）第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。
2. 受注者は、原則として伸縮目地を次のとおり設けなければならない。
 - (1) 伸縮目地は、概ね10mに1箇所設けることとし、擁壁の断面や高さなどの形状が大きく変わるなど、膨張収縮による応力が集中する場所については10m以下であっても設けなければならない。
 - (2) 伸縮目地は、擁壁の基礎部まで設けなければならない。
 - (3) 伸縮目地の場所と材質は、監督職員と協議しなければならない。なお、設計図書に特記のある場合は、それによらなければならない。
3. 受注者は水抜き穴を、概ね2㎡に1箇所設けなければならない。設ける場所は監督職員と協議することとし、内径50mmの硬質塩化ビニル管を約2%の勾配で擁壁表面から裏込材に届けなければならない。なお、設計図書に特記のある場合は、それによらなければならない。

公－1－2－6－5 プレキャスト擁壁工

受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、道－3－1－4－6プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。

公－１－２－６－６ コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、公－１－１－５－３コンクリートブロック工の規定によるものとする。

公－１－２－６－７ 緑化ブロック工

1. 受注者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは**設計図書**に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。
2. 受注者は、緑化ブロック積の施工にあたっては、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。
3. 受注者は、緑化ブロック積の施工にあたっては、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、一段ごとに締固めなければならない。
4. 受注者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。
5. 受注者は、工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、その原因を調査し監督職員に**報告**するとともに、再度施工し、施工結果を監督職員に**報告**しなければならない。

公－１－２－６－８ 石積工

1. 受注者は、石積工の施工については、公－１－１－５－４石積(張)工の規定によるとともに、下記の事項によらなければならない。
2. 受注者は、石積工の施工にあたっては、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。
3. 受注者は、材種、形状、色合い、周囲との取り合いに十分考慮し、積み模様、張り模様に修景的配慮をしなければならない。
4. 受注者は、根石、天端石、笠石の形状、大きさ、向きに考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。各石の名称は次による。
 - (1) 根石は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のことをいう。
 - (2) 天端石は、石積頂部に据えられる２面あるいは３面の見え掛り面を持つ石のことをいう。
 - (3) 笠石は、石積頂部に据えられる平らな加工された石をいい、稜線の通るものでなければならない。
5. 受注者は、石積工の施工にあたっては、強度や安定性、美観上好ましくない四ツ巻、八ツ巻、重箱、あご、棚、逆石、裏石（あぶり出し）、毛抜き合端、笑い合端等は避けなければならない。各名称の意味は次のとおりとする。
 - (1) 四ツ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、１個の石を４個の石で取り囲んだような状況で積まれたものをいう。
 - (2) 八ツ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、１個の石を８個の石で取り囲んだような状況で積まれたものをいう。

- (3) 重箱は、石積において、同じ程度の大きさの石を２個以上上下に重ねたものをいう。
- (4) あごは、石積において、上段の石が下段の石の法線より前に出る目違いの一種をいう。
- (5) 目違いは、通常石を積むとき、石積の断面から見て、合端の線は一定の線上になるように積むものを、この線が一定の線上になく、不規則な扇形をすることをいう。
- (6) 棚は、石積において、上段の石が下段の石の法線より、後ろに下がる目違いの一種をいう。
- (7) 逆石は、石積において、通常石が安定するように石の控え側を下向きになるように積むものを、石の控え側を上向きの状態で積まれた石や、控えの大きなものを上石に、小さいものを下石に使用することをいう。
- (8) 裏石（あぶり出し）は、石の据えの寸法より、面の寸法を大きくしたものをいう。
- (9) 毛抜き合端は、毛抜きの先端のように、石が互いに薄く接している合端のことをいう。
なお、合端は、石材と石材が接触する部分のことをいう。
- (10) 笑い合端は、石積において、合端の凸部同士が接触しているため、合端の接触面が小さく、石積の前面から見ると隙間の多い状態で積まれているものをいう。

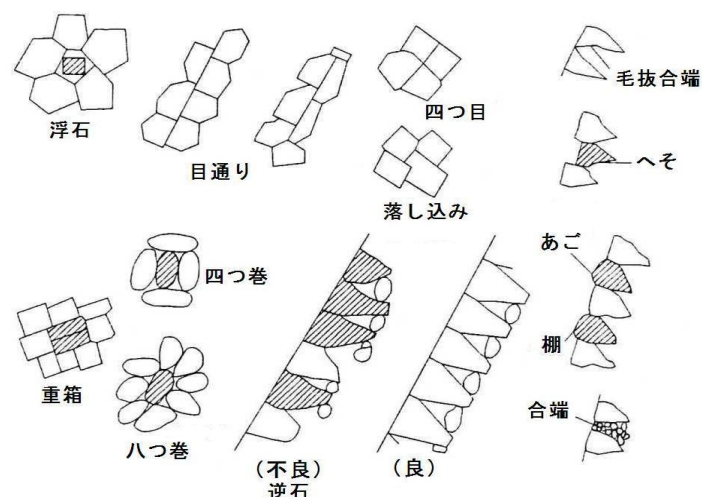


図 1 - 2 - 1 不良積みの例

6. 受注者は、目地及び合端に植物を植栽する場合には、植栽スペースを確保しておかなければならない。
7. 受注者は、石積工の石材の運搬にあたっては、石材の表面を損傷しないように保護材で保護し十分に留意しなければならない。
8. 受注者は、石積工の土ぎめの施工にあたっては、土が十分締固まるように、丁寧に突き固めて施工しなければならない。
9. 受注者は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工にあたっては、石の表面を汚さないように施工しなければならない。
10. 受注者は、練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工にあたっては、下記の事項により施

工しなければならない。

(1) 伸縮目地は、**設計図書**によるものとし、**特記**のない場合は公－１－２－６－４場所打擁壁工」の第２項の基準により設けなければならない。

(2) 水抜管の施工にあたっては、**設計図書**によるものとし、**特記**のない場合は公－１－２－６－４場所打擁壁工の第３項の基準により設けなければならない。なお、湧水のある箇所の処理方法については、監督職員と**協議**しなければならない。

11. 受注者は、石積工の目地の施工にあたっては、目地が石積の強度的な弱点となる芋目地または通り目地、四ツ目にならないようにしなければならない。各名称の意味は次のとおりとする。

(1) 芋目地または通り目地は、石積の上から下まで目地が通っているものをいう。

(2) 四ツ目は、石積の正面から見て、２方向に目地が十字あるいはX字状に交差するようなものをいう。

12. 受注者は、崩れ積の施工にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 崩れ積は、野面石を用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むようにして積み上げるもののことで、積み上げた石の表面が不揃いで変化に富むものとする。

(2) 崩れ積の施工にあたっては、石と石が２点以上かみ合うように施工しなければならない。

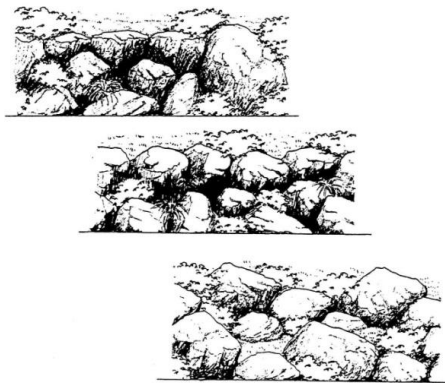


図 1－２－２ 崩れ積

13. 受注者は、面積^{つらづみ}の施工にあたっては、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 面積^{つらづみ}は、野面石を用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らになるように、面を合わせて積み上げるもののことで、表面の加工は加えないものとする。

(2) 面積^{つらづみ}の天端石の施工にあたっては、天端石には稜線が出るような石を採用しなければならない。

(3) 飼石、詰め石が多くならないように配慮して施工しなければならない

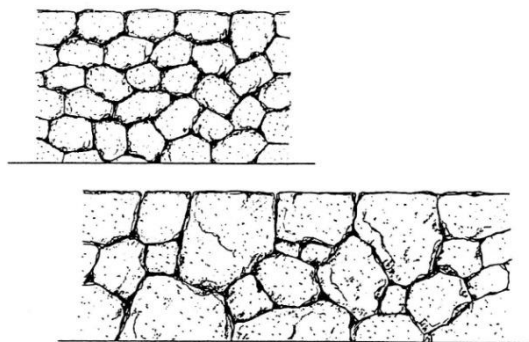


図 1 - 2 - 3 面積(つらづみ)

14. 受注者は、玉石積の施工にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 玉石積は、大きさの揃った玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるものとする。
- (2) 受注者は、玉石積の施工にあたっては、石同士がかみ合うように施工しなければならない。

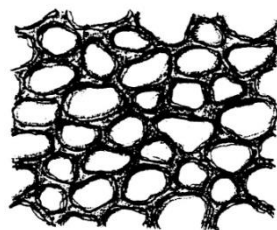


図 1 - 2 - 4 玉石積

15. 受注者は、野面小端積の施工にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 野面小端積は、野面小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の野面小端石材を、小口が見えるように組み合わせて積むもので、施工にあたっては、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。
- (2) 天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

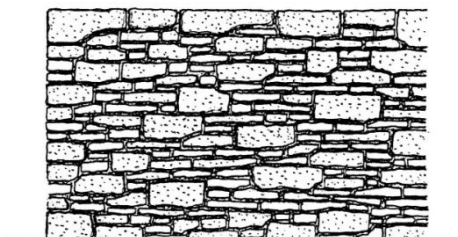


図 1 - 2 - 5 野面小端積

16. 受注者は、修景割石積の施工にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 修景割石積は、割石の割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を組み合わせ、面をそろえて積み上げるものとする。
- (2) 天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

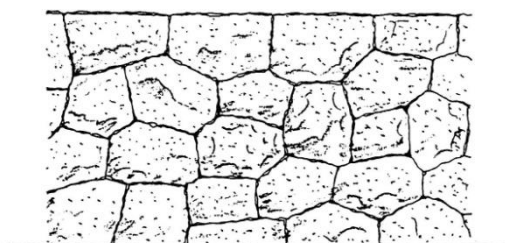


図 1-2-6 修景割石積

17. 受注者は、修景切石積の施工にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 修景切石積は切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を組み合わせ、面をそろえて積み上げたものとする。
- (2) 修景切石積の施工にあたって、**設計図書**に基づき石面の仕上げイメージを作成したうえで、監督職員の**承諾**を得なければならない。

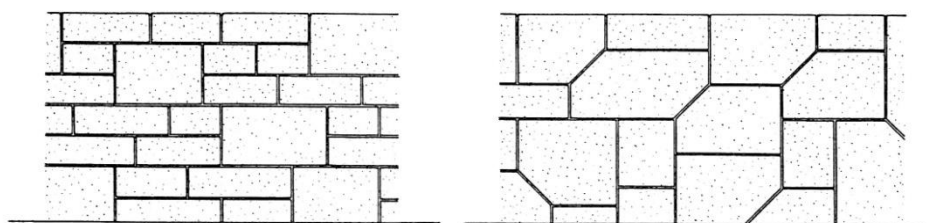


図 1-2-7 修景切石積

18. 受注者は、こぶだし石積の施工にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) こぶだし石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の合端をすりあわせることにより、面がこぶ状になるものとする。
- (2) こぶだし石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。

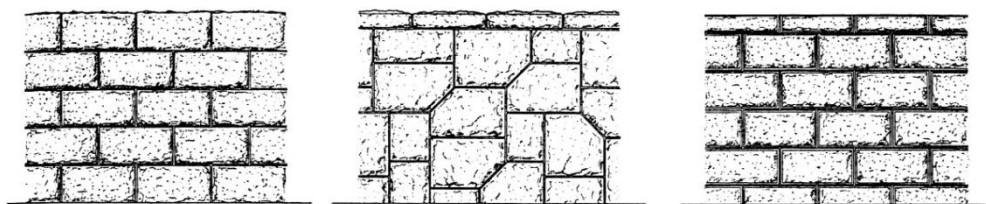


図 1-2-8 こぶだし石積

19. 受注者は、割小端積の施工にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 割小端積は、割小端石を用いた石積で、小口が見えるように水平に積み上げたものとする。
 - (2) 天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

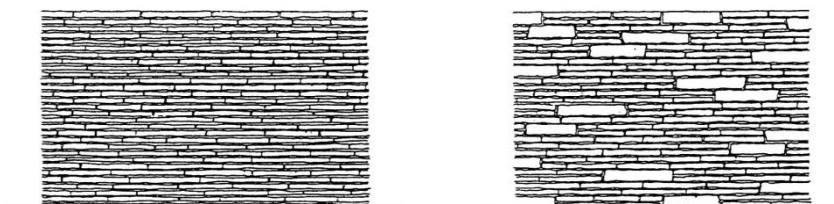


図 1-2-9 割小端積

20. 受注者は、間知石積、雑割石積、割石積の施工にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 間知石積は、間知石を用いた石積のことをいう。
 - (2) 雑割石積は、雑割石を用いた石積のことをいう。
 - (3) 割石積は、割石を用いた石積のことをいう。
 - (4) 施工にあたっては、笑い合端(合端の奥で石が当たり、合端が密着していない状態)にならぬよう現場加工により合端合わせをしなければならない。
 - (5) 石積みの積み方は、**設計図書**による。

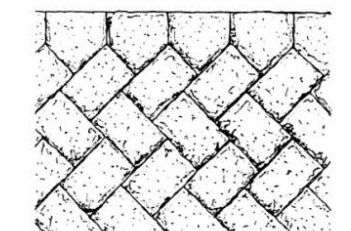


図 1-2-10 間知石積

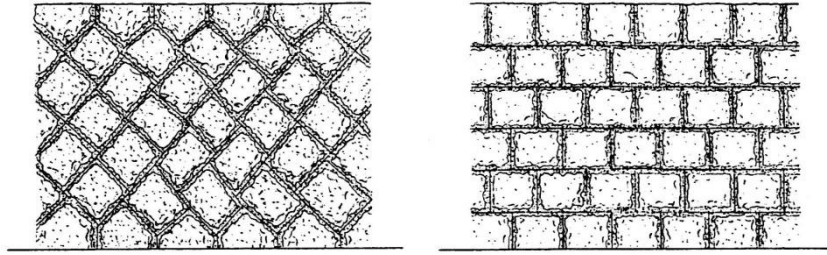


図 1-2-11 雑割石積

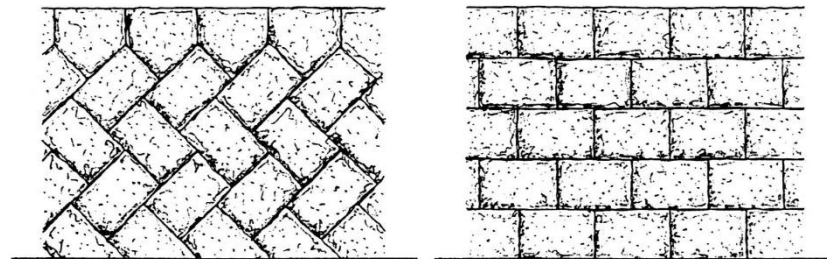


図 1-2-12 割石積

第 7 節 公園カルバート工

公-1-2-7-1 一般事項

本節は、公園カルバート工として作業土工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-2-7-2 材料

受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、**設計図書**によるものとするが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針 4-4 材料、4-5 許容応力度」の規定によらなければならない。

公-1-2-7-3 作業土工

作業土工の施工については、公-1-1-3-3 公園土工の規定によるものとする。

公-1-2-7-4 プレキャストカルバート工

プレキャストカルバート工の施工については、道-3-1-6-7 プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

公-1-2-7-5 防水工

1. 受注者は、防水材の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するように施工しなければならない。

2. 受注者は防水保護工の施工にあたり、防水材が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。

第8節 公園施設等撤去・移設工

公－1－2－8－1 一般事項

1. 本節は、公園施設等撤去・移設工として、構造物撤去工、公園施設撤去工、移設工、伐採工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、共－1－1－3－1 建設副産物の規定によらなければならない。
3. 受注者は、殻、発生材などの処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

公－1－2－8－2 構造物撤去工

構造物撤去工については、本編第1章一般施工第8節構造物撤去工の規定によるものとする。

公－1－2－8－3 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、本編第1章一般施工第8節構造物撤去工の規定によるものとする。

公－1－2－8－4 移設工

1. 受注者は、移設工の施工にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 受注者は、移設する工作物（以下、工作物）に基礎があるとき、**設計図書**に撤去深さの指定がある場合はその深さまで、**設計図書**に指定がない場合は全て、既存の基礎を破碎撤去しなければならない。
 - (2) 受注者は、工作物の移設のため基礎等を撤去した部分は瓦礫や異物の混入しない良質土により埋め戻しすることとし、公－1－1－3－3 公園土工に基づき、施工後沈下等が生じないよう十分に締め固めるとともに、歩行者障害や、水溜りなどが生じないよう平滑に整地しなければならない。
 - (3) 受注者は、移設にあたり工作物に損傷や変形を与えてはならない。万一損傷や変形が生じた場合、速やかに監督職員に**報告**するとともに、受注者の責により原型に復さなければならない。なお、工作物の全部または一部に当初から磨耗や破損がある場合は、撤去前に監督職員に**報告**し、**指示**を受けるとともに、必要であれば、**設計図書**の内容について**協議**しなければならない。
 - (4) 受注者は、工作物の設置にあたって、位置や高さなどについて、監督職員の**指示**を受

けなければならない。

- (5) 受注者は、工作物の設置にあたっては、**設計図書**の**指示**による場合を除き、水平にねじれなく設置しなければならない。
 - (6) 受注者は、工作物の設置にあたっては、基礎の掘削範囲においては全て、影響範囲については概ね地表下30cmまでの障害物を除去しなければならない。また、埋め戻しにあたっては本項(2)号に基づき、整地転圧を行わなければならない。
 - (7) 受注者は、工作物の撤去及び設置にあたっては、工事完了までの期間、危険防止のため仮囲いをし、安全措置をとらなければならない。
- 2. 受注者は、景石移設の施工にあたっては、石材の運搬にあたり、表面を損傷しないようにしなければならない。
 - 3. 受注者は、景石の据付にあたっては、**設計図書**に示されていない場合は、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりについて監督職員と**協議**のうえ、本据えを行わなければならない。

公－１－２－８－５ 伐採工

- 1. 受注者は、伐採の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工にあたっては、原則として抜根までを含めて行わなければならない。抜根を行わない場合は、**設計図書**の指示によるものとする。
 - (2) 受注者は、樹木の主枝を切除し、幹及び枝を運搬可能な形状に切断しなければならない。
 - (3) 受注者は、抜根の施工にあたっては、撤去する根株の周辺を掘り下げ、丁寧に抜き取らなければならない。また、抜き取りに伴って生じた掘取穴の埋戻しの有無及び埋戻しに使用する土等は**設計図書**の**指示**によるが、**指示**なき場合は、植栽用客土により周辺高さまで埋戻し、転圧するものとする。
 - (4) 伐採工により発生した幹や枝、根株等は、**設計図書**に**指示**のない場合は「建設副産物適正処理推進要綱並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処理しなければならない。なお、**設計図書**により再生処理施設等、指定された場所への運搬が**指示**されている場合は、その時期及び方法等について、監督職員の**指示**を受けなければならない。